令和5年第6回

農　業　委　員　会　総　会　議　事　録

・ 開催日　令和5年6月30日
・ 会　場　深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深　谷　市　農　業　委　員　会　総　会　日　程

令和5年6月30日（金）
午後2時
深谷市役所本庁舎3階　大会議室

1．　開　　　　会

2．　議 長 選 出

3．　議事録署名委員の指名

4．　議　　　　事

1）報告第 26 号　農地法第18条第6項の規定による通知について
2）報告第 27 号　農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
3）報告第 28 号　農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
4）報告第 29 号　農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
5）報告第 30 号　農地法第5条第1項第6号目的の買受適格証明願に対する専決処分について
6）議案第 33 号　農用地利用集積計画の一部取消しについて
7）議案第 34 号　農用地利用集積計画の決定について
8）議案第 35 号　農地法第3条の規定による許可申請について
9）議案第 36 号　農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
10）議案第 37 号　農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
11）議案第 38 号　農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
12）議案第 39 号　特定農地貸付の承認取消願について
13）議案第 40 号　深谷農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

5．　閉　　　　会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和5年6月30日	開会場所	深谷市役所大会議室
開閉の日時	開　会	令和5年6月30日（金）　午後2時00分	
	閉　会	令和5年6月30日（金）　午後2時50分	
議長	会長　安藤　已喜夫		

委　員　出　席　状　況

議席番号	氏　名	出欠	議席番号	氏　名	出欠
1	木口　正彦	出	21	塚原　勝美	出
2	茂木　浩	出	22	富田　千惠子	出
3	江口　明	出	23	塚越　石夫	出
4	柴崎　安雄	出	24	石川　野理子	出
5	小内　忠	出	1	増野　弘	出
6	大澤　慶三	出	2	条原　清	出
7	下田　洋子	出	3	田中島　隆	出
8	小嶋　道夫	出	4	篠原　哲男	出
9	吉田　光雄	出	5	大澤　正	出
10	新井　安夫	出	6	橋本　繁穂	出
11	新井　美津子	出	7	加藤　富夫	出
12	関根　満好	出	8	鶴田　博樹	出
13	福島　明	出	9	飯塚　諭	出
14	坂本　清	出	10	原口　友一	出
15	宇野　正行	出	11	根岸　英男	出
16	荻野　正和	出	12	須永　政信	出
17	飯島　三喜男	欠	13	野辺　一夫	出
18	小暮　次男	出	14	馬場　詔二	出
19	今井　順子	出	15	大野　晃	欠
20	安藤　已喜夫	出	16	髙荷　政行	出

説明者		
	事務局長	中島　隆
	事務局次長	笠原　正幸
	局長補佐	笠原　正史
	農地係長	関根　克己
	主査	磯貝　益生
	主査	関根　麗子
	主査	山口　圭一
	主任	田沼　清良

参与		
	産業振興部次長兼農業振興課長	前野　武一
	農業振興課　課長補佐	福島　豊一
	農業振興課　農業用地係長	小林　正行
	農業振興課　主任	高山　直裕

	会議件名	てん末	
会議進行状況	開会	事務局長	本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただ今から令和5年第6回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	委員の出欠席報告	事務局長	はじめに、本日の委員の出欠状況を報告いたします。 委員24名中23名の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましては、16名中15名の出席となっておりますことを合わせてご報告いたします。
	議長の選出	事務局長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。
	議事録署名人の指名	議　長	それでは、議長を務めさせていただきます。 本日は、お忙しいなかご出席いただきありがとうございます。 まずは、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号4番柴崎委員、議席番号5番小内委員、以上2名を指名いたします。 よろしくお願いいたします。
	報告事項について	議　長	それでは、総会日程に従いまして、順次進めさせていただきます。 はじめに、報告第26号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第30号「農地法第5条第1項第6号目的の買受適格証明願に対する専決処分について」までを一括して事務局より報告していただきます。
		事務局	はい。それでは、事務局より報告させていただきます。 【報告第26号～報告第30号についてそれぞれ概要を説明】
		事務局	報告案件につきましては、以上となります。 よろしくお願いいたします。
		議　長	はい。ありがとうございました。 本件は専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。
	議案第33号 「農用地利用集積計画の一部取消しについて」	議　長	次に、議案書の18ページ、議案第33号「農用地利用集積計画の一部取消しについて」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。それでは、議案書18ページ、議案第33号「農用地利用集積計画の一部取消しについて」、事務局より説明いたします。 【議案第33号について概要を説明】
		事務局	「農用地利用集積計画の一部取消しについて」の説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

	会　議　件　名	て　ん　末	
会議進行状況		議　長	はい。それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。
			（委員より「質疑なし」との声）
		議　長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することでよろしいでしょうか。
			（委員より「異議なし」との声）
		議　長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
	議案第34号 「農用地利用集積計画の決定について」	議　長	次に、議案書の19ページ、議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。それでは、議案書19ページ、議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」、事務局より説明いたします。
			【議案第34号について概要を説明】
		事務局	「農用地利用集積計画の決定について」の説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
		議　長	はい。それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。
			（委員より「質疑なし」との声）
		議　長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することでよろしいでしょうか。
			（委員より「異議なし」との声）
		議　長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
	議案第35号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議　長	次に、議案書の30ページ、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。それでは、議案書30ページ、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明いたします。
			【議案第35号について概要を説明】
		事務局	「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明は以上です。 なお、ご審議いただくにあたりまして、担当委員と事務局で現地調査を実施しましたことを報告いたします。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
		議　長	はい。続いて、現地調査を行った委員より意見を伺います。

	会　議　件　名		て　ん　末
会議進行状況			農業委員の塚越委員、お願いします。
		塚越委員	はい。ご報告いたします。 6月14日に、私と石川委員と事務局職員で、3条申請に関係する農地の現地調査を行いました。 整理番号4番から10番の譲受人の経営地では、耕作・管理がおこなわれておりました。また、いずれの申請地につきましても、特に問題はありませんでした。 現地調査の結果、以上7件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。 以上です。
		議　長	はい。塚越委員、ありがとうございました。 続きまして、農地利用最適化推進委員の条原委員お願いします。
		条原委員	はい。報告いたします。 6月14日に、私と増野推進委員と事務局職員で、3条申請に関係する農地の現地調査を行いました。 整理番号1番から3番、11番から13番の譲受人の経営地では、耕作・管理がおこなわれておりました。また、いずれの申請地につきましても、特に問題はありませんでした。 現地調査の結果、以上6件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。 以上です。
		議　長	はい。条原委員、ありがとうございました。 それでは、本議案につきまして審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 （委員より「質疑なし」との声）
		議　長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することでよろしいでしょうか。 （委員より「異議なし」との声）
		議　長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
	議案第36号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」	議　長	次に、議案書の35ページ、議案第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	はい。事務局よりご説明させていただきます。議案書35ページ及び別添の総会議案資料9ページを合わせてご確認ください。 議案第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」であります。 【議案第36号について概要を説明】
		事務局	「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の説明は以上3件です。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
		議　長	はい。それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。

	会　議　件　名	て　ん　末	
会議進行状況			（委員より「質疑なし」との声）
		議　長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することでよろしいでしょうか。
			（委員より「異議なし」との声）
		議　長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
	議案第37号 「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」	議　長	次に、議案書の36ページ、議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	はい。引き続き事務局よりご説明申し上げます。 議案書36ページをご覧ください。 議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」であります。
			【議案第37号について概要を説明】
		事務局	「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」の説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
		議　長	はい。それでは、審議に移りますが、本案件につきましては、農業委員の○○委員に関係する案件となりますので、○○委員には一時退室を求めます。
			（○○委員退室）
		議　長	それでは本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。
			（委員より「質疑なし」との声）
		議　長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することでよろしいでしょうか。
			（委員より「異議なし」との声）
		議　長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。 ○○委員、入室してください。
			（○○委員入室）
	議案第38号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」	議　長	次に、議案書の38ページ、議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	はい。引き続き事務局よりご説明申し上げます。 議案書38ページ及び別添総会議案資料10ページと合わせてご確認ください。

	会議件名	てん末	
会議進行状況			議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」であります。 【議案第38号について概要を説明】
		事務局	「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明は以上13件です。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
		議長	はい。それでは本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。
		江口委員	はい。
		議長	はい。江口委員。
		江口委員	整理番号13番の方の申請の関係ですが、この方が事務局に申請した時点で仕事は何をされてますかね。勤め人ではないですかね。
		議長	事務局お願いします。
		事務局	はい。申請書の職業欄につきましては農業ということで申請をいただいております。
		議長	江口委員、どういう意味で職業を聞いているのでしょう。
		江口委員	私は勤め人かと思ったものですから。以前にですね、昨年でしたか、事務局からいただいた資料で、不耕作地等の確認で回らせていただいた中に、今回の申請者の案件があったかなと思ったものですから、確認をさせていただいたつもりなのですが・・・。私の誤解であればいいのですが。この方の申請地近くの他の所有する土地で、樹木繁茂という状況があったものですから、いちじくですとか栗を作ることが実際にできるのかどうかなと思ったのですが、私の誤解であれば取消ししたいと思います。すいません。
		議長	そうしたら、事務局に今回の事案に至るまでの経緯並びに営農計画等も出ているだろうから、それについてはどうなのだろう？
		事務局	現地については、現地確認をした時点では、特に耕作はされていなかったのですが、管理はされているようでした。雑草等は多少生えてはいるんですけども、何年も手をつけてないような状態ではなかったと思われます。理由としましては、ちょっとこの畑が水はけが悪いのと、砂利が多くてトラクターをかけると刃がけっこう欠けてしまうということなので、今回は泥を耕作土として持ってきて作付けをしたいという計画になっております。 以上で現地調査をした結果、特に問題ないと判断しまして、今回許可相当で良いのではないかということで、上程させていただきました。
		議長	という事務局の話なんですが、江口委員どうでしょう。
		江口委員	今後また関わらせてもらうわけですので、自分でも確認をしていきたいと思います。
		議長	はい。ありがとうございました。 他にございますか。 よろしいですか。

	会　議　件　名	てん末	
会議進行状況			（委員より「質疑なし」との声）
		議　長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することでよろしいでしょうか。
			（委員より「異議なし」との声）
		議　長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。 なお、整理番号12番・13番につきましては農地改良となりますので、指導委員を指名いたします。 12番につきましては、議席番号1番木口委員、議席番号5番小内委員、13番につきましては、議席番号3番江口委員、議席番号22番富田委員を指名いたします。 よろしくお願いします。
	議案第39号 「特定農地貸付の承認取消願について」	議　長	次に、議案書の42ページ、議案第39号「特定農地貸付の承認取消願について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	はい。それでは、議案書42ページ、議案第39号「特定農地貸付の承認取消願について」、事務局より説明いたします。
			【議案第39号について概要を説明】
		事務局	特定農地貸付の承認取消願についての説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
		議　長	はい。今、事務局から説明がありましたが、特定農地貸付事業、これについてもう一度詳しく説明をお願いします。
		事務局	はい。特定農地貸付というのは、本来農地の貸し借りをするには、借りる方の耕作能力を確かめた上で、権利設定が行われるというものになるのが一般的なのですけれども、都市住民を対象に、小規模の区画を耕作したいという需要があることを踏まえまして、特定農地貸付制度というものが誕生しました。それに基いて今回のケースについては、農協が組合員の農地を借り受けて、不特定多数の方に貸し付けるというような事業を、承認を得て行っているものなのですが、今回はそれについての取消しとなります。
		議　長	はい。ありがとうございました。 ということで、特定農地貸付についてはそういう説明であります。農協が入って貸付をして、庭先農業の真似事みたいな感じでやりたいということだそうです。所有者の方の都合により解約したいっていう案件です。 それでは本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。
			（委員より「質疑なし」との声）
		議　長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することでよろしいでしょうか。
			（委員より「異議なし」との声）

	会　議　件　名	て　ん　末	
会議進行状況		議　長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
	議案第40号 「深谷農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」	議　長	次に、議案書の別添資料、議案第40号「深谷農業振興地域計画の変更に係る意見について」を議題とします。 農業振興課の説明を求めます。
		農業振興課	はい。それでは議案第40号「深谷農業振興地域計画の変更に係る意見について」を農業振興課よりご説明させていただきます。 【議案第40号について概要を説明】
		農業振興課	以上、「深谷農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」の説明となります。
		議　長	はい。それでは本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 もしなければ私から質問していいですか。 個別経営体のこの営農類型は、例えば17ページでいくと、作付面積について水稲が3ha、小麦が5haであるとか、あるいは施設野菜の場合が促成きゅうり、抑制きゅうり合わせて4，000㎡って数字が書いてあるけど、この数字は、これくらいやらなきゃ農家というか、経営者という感覚では見てくれないってことなのか。どういうことでしょうか。
		農業振興課	すいません。決してそういう意味ではございません。 一応、こちらについては、モデルケースということで示させていただいておりまして、主たる農業従事者一人あたりの農業経営目標として、年間労働時間2，000時間程度で、年間農業所得560万円程度が見込めるようなプランとして、このようなものを例示させていただいているというところでございますので、これに満たないからとか、これを超えてるからとかいうのは、特に何かあるわけではないですけれども、モデルプランということで、一つの優良事例ということと考えていただければということでございます。 以上でございます。
		議　長	これは、たたき台という考え方でいいのかな。そうじゃないと、これらの経営ベースにマッチングしてない経営者については特典がないよって見られてしまうから。そういう理解でいいですかね。
		農業振興課	すみません。申し訳ありませんでした。 16ページをご覧いただきたいのですけれども、そちらに農業経営目標ということで、四角く囲った中の一番下のところです。前期の農業経営の目標達成する営農類型は、周辺市町村の優良事例を踏まえてこのような形ですということで、例示という形で示しているというのが分かるようにさせていただいているかと思います。そちらの方でご容赦いただければと思います。
		吉田委員	はい。一つお願いなんですけど。
		議　長	はい。吉田委員どうぞ。
		吉田委員	えっと、いま大型農家に土地を集積していますよね。それで今年あたり3年目で、水田を見回すとですね、米を作らないんですよ。小麦だけ作って米を作らない。これ、ひとつ事務局にお願いしたいのですが、共済組合の方に保険をかけたりしているので、統計が出ると思うんですよね。農協では出ないから、共済組合の方のデータをとってもらって、3年間のうちどういう風な形で水稲を作るのが減っ

会議進行状況	会議件名	てん末	
			ているのかっていうのを確認できればありがたいんですけど。事務局の方で共済組合にお願いできますかね。
		議　長	作付けをしてないっていうことですね。
		吉田委員	はい。どんどん増えているんですよ。3年目で。今年は特にまた増えてます。
		議　長	表作裏作両方作らないと補助金がでなかったと思うのだけれど。ただ裏作だけ作っているのではね。たしか、田んぼで1反当たり15，000円くらい、昔は出てたと思うのだけれども。今それがどうなんだかっていうのがわかりますか。
		事務局	農業振興課の政策係になると思います。政策係でないとわからないです。
		議　長	では、それらについてはちょっと調べてもらって。
		吉田委員	共済組合の方に、3年前から今年にかけて共済に入っていると思うので水稲の面積が出ますので、大規模農家の方は大変で、もう裏作だけ作って水田を作らないんですよ。水稲作らないっていうのが多いんですね。それが目に付くので、調べていただければありがたいと思います。
		議　長	ちょっとその辺を確認しておいてください。
		事務局	すみません。調べてまた報告したいと思います。
		吉田委員	よろしくお願いします。
		議　長	他にありますかね。
		柴崎委員	はい。
		議　長	はい。柴崎委員。
		柴崎委員	ちょっと農業振興課に聞きたいのですけれども、31ページの農業を担うべき者の育成というのは、どのような方向でやってますか。説明をお願いしたいのですが。31ページの農業を担うべき者の育成。これから、高齢者がどんどんリタイアする時代になってきます。若い人をどういった形で育成していくのか、農業振興課にお願いします。
		議　長	農業振興課ということは、深谷の農業を推進していって、若手を担い手を育てていく施策として、深谷市農業振興課としての見解はどうですかっていうことです。
		農業振興課	はい。農業振興課では、31ページにありますように、3の（1）からですかね。認定農業者や規模拡大に意欲のある農業者への農地の集積推進ですとか、それから新規就農者の充実強化を諮っていく。それからですね、（3）の就農準備金の融資の支援ですとか、その辺の近代化資金等の充実を諮っていくと共に、農協とその辺は協力してやっていきたいと考えてます。それから次の4番ですが、農業生産補完ということで、その他の農作業の受託サービスとかですね、その辺のこともこれから農協と共に考えていくことを農業振興課としてやっております。それから（5）ですが、このアグリテックのような取り組みもですね、農業振興課並びに産業ブランド推進室とやってますので、この辺の新技術の導入についても検討していきたいと考えています。 以上です。
		議　長	柴崎委員、いいですか。

	会議件名	てんまつ	
会議進行状況		柴崎委員	はい。いいです。
		議長	はい。今、農業振興課より説明がありましたが、結果的にはじゃあ、どういうことが言えるかって言ったら、魅力ある経営は何かって言ったら、頑張って汗かいて儲かったなと。結論としてはですね。なぜといったら資本主義社会において、汗かいて一生懸命やった分だけ儲かったなっていうことであれば頑張れるから。ところが、さっきの話に戻して言うと、正解のない時代というのは、これだけやったらこのくらいになるだろうから、じゃあ頑張ろうという、その頑張ろうが効かなくなっているのが今。先ほどの農業振興課が言うのは大正解の説明なんですよ。これ以上の説明はできないから。ただ、大事なのは現場の中の意見であったり、現場でどういうことが今起こっているのかという事案については、アンテナを出して、行政ベースとしてできることは、それをプラス民間、ということは我々農業者あるいは企業を含めて橋渡しができるような体質体制であると。一番大事なのが即戦力になるような人材を育てるっていう意味では、行政も、民間もそうなんだけど、なかなかそういう駒が少なくなっているので、簡単に言ったら、しっかりやっていただきたいなと、そういう思いでおります。よろしくお願いします。 ということで、他にはありますか。
		宇野委員	はい。
		議長	はい。宇野委員どうぞ。
		宇野委員	質問です。この計画というのは、どういうふうに具体的に各農業者に説明をされているのですか。
		議長	この計画の、“この”というのはどこを指していますか。
		宇野委員	全てです。計画書の中身をどういう人に、どういうふうに周知してるのか。どのように周知しているのでしょうか。
		議長	周知徹底をどうやってするのっていうことですね。
		農業振興課	はい。この整備計画につきましては、本日皆さまから意見聴取をさせていただいております。この後、農協さんとか土地改良さんとかにも意見を聞いた上で、県の方と協議を諮っていくという形になります。その後、こちらについては公告縦覧ということで皆様にお見せするという形になるのですが、その期間を経て県との最後の協議をした上で公告をするということで、10月から11月を目途に終わらせられるように、この新しい計画に切り替えられるように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いできればと思います。
		宇野委員	あのー。公告というのはどういうことなんですか。
		農業振興課	一応、公告というふうに申し上げましたけれども、告示という形にさせていただきまして、農業振興課の方に据え付けた上で、見られるような形にさせていただいております。
		宇野委員	それは、見に来ないと見られないということですね。 この計画に書いてあることを見ると、いい事っていうか、将来こうししたいんだって書いてあるんですけど、その事を実際に具体的に実施していくのは誰なんですかね。その人達にちゃんと伝わるのですか。見に来なくちゃわからないという状態で。というふうに私は疑問に思うのですけど。誰かからその具体的に各地区の農協のその組合員を集めて、「こういう計画を作っているんだよ。これで一生懸命みんなでやりましょう。」とかそういう説明会を具体的にやるとか、そういうことはやってきてるのでしょうか。やらないんでしょうか。
		農業振興課	この計画自体がですね、先ほど申したような手続きを経ると、正式

	会議件名	てん末	
会議進行状況			に深谷市の方針ということになりまして、それについては、確かに広報等でそういうのが出来ましたということを書きますが、どこかに広くお知らせするっていうことはないんですけど、その辺はこちらの方で議員さん等には市の方針としてこれが出来上がったことを中身も含めて説明をしております。農用地利用計画のこの地図につきましては、一般販売をしていくっていうことで、農用地の利用計画図については、皆さんの方に伝わっていくのかなということで考えております。 以上です。
		宇野委員	いい計画を作ってもらったところが、実際にその展開されて具体化をされなかったらあまり意味がなくって、絵に描いた餅になってるんじゃないかと思います。それは伝えなければ伝わらないですよ。伝えようとしなきゃ、このように沢山書いてある事って、読まないでしょ。
		農業振興課	そうですね。
		宇野委員	読んでくださいって、それだと結局いつまで経っても絵に描いた餅で、当事者に伝わらないから、当事者はこんなのがあったのかって、あとから見たっていうふうに私は感じるんです。もっと積極的に、こんないい計画があるんだったら、当事者に、直接ちゃんと説明すべきだと、私は感じてるんです。それで、こんな質問しているのですが、どうなのですかね。
		農業振興課	こちらとしても、市にたくさん計画はあるんですけれど、例えばホームページ等に載せたり、あとは広報で利用計画の方を載せたり、図面の方は販売をしたりですね、そういうことを通じてなるべく広く周知されるように努力していきたいと思います。
		議　長	はい。それではですね、諸々意見が出ましたので、ここでまず意見を集約したいと思います。 まず将来にわたって深谷の農業をますます頑張っていただくということと皆様が主体的に経営ができるようにということでありまして、なお且つ今までベタ農振ということで何もできなかったのを、これをいくらかずつでも紐を解いていこうというのが結論であります。 本件につきましては、こういうことで進めていくっていうことでよろしいですかね。
		一同	はい。
		吉田委員	一つお願いがあるんですけど。
		議　長	はい。吉田委員。 この図面をですね、平成16年の時のものには斜線部分がありましたよね、集落の間の農地について。その時のものがうちの自治会館に貼ってあるのですけど、新聞紙ぐらいの大きいやつがね。これを販売という形でもいいから、なんとか周知させるような方法をとっていただければありがたいなと。
		農業振興課	今後また検討したいと思います。
		議　長	はい。それではここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、「意見なし」と決することでよろしいでしょうか。 （委員より「異議なし」との声）
		議　長	意見がございませんので、本件は「意見なし」と決します。

	会　議　件　名	て　ん　末	
会議進行状況		議　長	以上をもちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
	閉会	事務局長	以上をもちまして、令和5年第6回深谷市農業委員会総会を閉会いたします。

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和5年6月30日

議　長	安藤　巳喜夫
署名委員	柴崎　安雄
署名委員	小内　忠